

令和元年 7 月

出資証券不発行についてのご案内

出資証券につきましては、令和元年 8 月 1 日から不発行とし、下記のとおり取り扱いさせていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ① 会員の皆さまからお預かりしました出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、株式会社における株券の不発行と同様、令和元年 8 月 1 日から出資証券を不発行とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することといたします。
- ② 会員の皆さまからお預かりしました出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと何ら変わりませんのでご安心ください。
- ③ 今後、出資内容につきましては、毎年 7 月にお送りします「出資配当金支払通知書兼領収書」「出資配当金支払通知書」にてお知らせいたします。
- ④ なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしません。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、会員の皆さまからお預かりしました出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますことから、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

【出資証券不発行についての Q & A】

- Q1. なぜ、出資証券を不発行にするのですか。
- A1. 出資証券は、預金の通帳や証書と違って、日頃出し入れすることがなく、また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・名義変更の手続き時に紛失手続き等のご負担をお掛けすることとなります。
今後、出資証券を不発行とすることにより、その手続きが簡素化され、会員の皆さまのご負担を軽減することができます。
- Q2. 新たに出資を申し込んだとき、「出資証券」に代わるものはあるのですか。
- A2. 出資に新規加入（相続加入）・増口加入いただいた場合には、出資証券は発行いたしません。お名前や出資金額等を記載した「出資会員加入承諾書およびご挨拶状」をお送りさせていただきますのでご確認ください。
- Q3. 出資証券がなくなると、金庫へ出資したという証拠書類がなくなることになりますが、出資していることを何かで確認できますか。

- A3. 会員の皆さまからお預かりした出資金の管理は、電子的に一元管理しておりますので、毎年7月にお送りしている「出資配当金支払通知書兼領収書」「出資配当金支払通知書」で出資残高の確認をいただくことができます。また、会員の皆さまからのご請求時には、「残高証明書」を発行させていただきます。
- Q4. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか。
- A4. お手元の出資証券は回収いたしません。また、お手元の出資証券は保管の必要がございません。
- Q5. 出資証券を紛失した場合にはどうすればよいのですか。
- A5. 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はございません。
なお、出資証券を紛失されましても、出資金および会員としての権利等は何ら変わりませんのでご安心ください。
- Q6. 脱退する際には出資証券はどうすればよいのですか。
- A6. 脱退される際に、出資証券をご提示いただく必要はございません（お取引店の窓口にお持ちいただいた出資証券につきましては回収いたします）。ご本人確認書類と出資届出印鑑で手続きができます。なお、相続手続きにつきましては、さまざまなケースがありますので、お客さまのお取引店にお問い合わせください。
- Q7. 名義や住所等に変更が生じた場合はどうすればよいのですか。
- A7. 名義や住所等に変更が生じた場合は、お手数ですが取扱店までお申し出ください。変更の申し出がなく、当金庫がお客様に発信した通知が到達しないことが5年以上継続した場合には、会員としての資格を喪失する（除名）場合もございますので、ご了承ください。
- Q8. 新たに出資を申し込んだときに受け取った「受取書」はどうすればよいですか。
- A8. 職員が訪問先等で現金・出資金申込書をお預かりする際にお渡しした「受取書」は、郵送にて「出資会員加入承諾書およびご挨拶状」が到着次第、無効とし、回収はいたしません。

何かご不明な点がございましたら、お気軽にお取引店の窓口または下記お問い合わせ先までご連絡ください。

〈お問い合わせ先〉 大分信用金庫 総務部 電話 097-543-5155
--